平成２７年（フ）第３０号
宮崎市丸山１丁目101番地４　ラ・ビアン丸山102号
債務者　本庄真紀子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５号
宮崎県延岡市塩浜町２丁目1933番地18
債務者　織田　厚子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第７号
石川県能美市福島町マ70番地
債務者　丸山　貴子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１９号
神戸市西区井吹台東町２丁目１番地　２－307号
債務者　ＴＲＡ　ＮＯＩこと　井澤　　博
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目745番地の９県住１棟305号、前住所兵庫県明石市魚住町清水2397番地の17
債務者　五島　　修
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目745番地の９県住１棟305号
債務者　五島　由佳
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
広島県呉市瀬戸見町17番１号
債務者　川上　健二
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１５号
広島県呉市押込３丁目12番26号
債務者　益村真由美
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１６号
広島県呉市宝町２番37―1302号
債務者　宮谷　豊行
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１８号
広島県呉市吉浦新町１丁目７番３―402号
債務者　山口　孝一
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２０号
広島県呉市焼山此原町20番６号　105号室
債務者　井村　賢一
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１９４０号
愛知県長久手市岩作三ケ峯２番地796
債務者　猪飼　英二
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１６５号
愛知県春日井市八田町１丁目３番地10　アネックスうめ苑２－Ａ号、従前の住所愛知県春日井市朝宮町１丁目30番地14　サニーコート朝宮104号
債務者　長谷　英治
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１６６号
愛知県春日井市八田町１丁目３番地10　アネックスうめ苑２－Ａ号、従前の住所愛知県春日井市朝宮町１丁目30番地14　サニーコート朝宮104号
債務者　長谷　律子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６号
名古屋市天白区一本松１丁目1007番地　メゾンＡ４－101号
債務者　中島　　亮
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１号
神戸市長田区御船通２丁目３番地の６　パルメーラ御船205号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町９丁目５番１－502号
債務者　松山　裕子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目12番16号
債務者　山根　浩一
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部